

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書（転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き記載された宛名を行う場合には、前勤務先で記入）また、前勤務先が個人事業主の場合は、個人番号の記入不要、新勤務先に要し、また、前勤務先が個人事業主の場合は、事業主の個人番号は、一月一日現在の住所の（給与支払者）（特別徴収義務者が個人事業主の場合は、提出の際に個人番号の記入と併せ身元確認書類が必要です）（郵送により提出する場合は、各書類の写しを添付してください）用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

③特別徴収継続 (ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収する。

【提出先】 〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地 下妻市役所 税務課 市民税係